

2026.3.30

後継者が2人いる場合の 事業承継税制(特例措置)の取り扱い

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

現在、当社では長男が専務取締役として現場管理を、次男が常務取締役として経理を担当し、私の経営を支えています。将来的には、この2人に会社を引き継がせたいと考えています。なお、会社の発行済株式(200株)はすべて私が保有しています。近い将来、事業承継税制(特例措置)を活用し、保有株式を長男と次男に贈与したいと考えています。具体的には、長男に120株、次男に80株を贈与する予定です。このように後継者が2人いる場合でも、両者に事業承継税制(特例措置)を適用することは可能でしょうか。

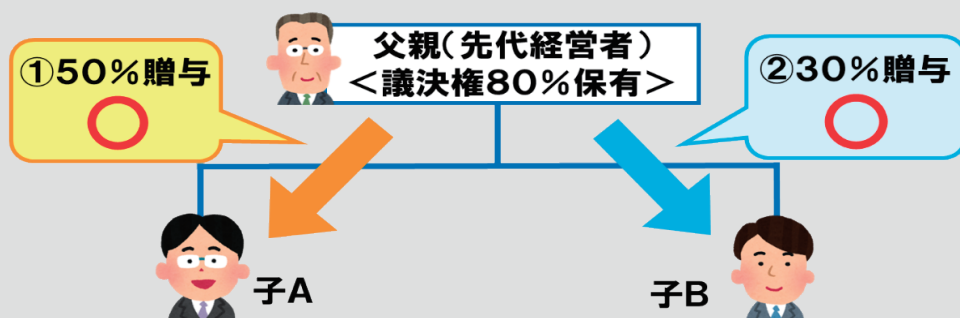
A

キド先生からの回答

事業承継税制の特例措置では、後継者は最大3人まで対象とすることができます。

そのため、ご質問のように後継者が2人いる場合でも、以下の要件を満たせば制度の適用が可能です。

<主な要件>



- ① 特例承継計画に後継者として記載されていること
- ② 各後継者が議決権の10%以上を保有すること
- ③ 親族で総議決権の過半数を保有していること
- ④ 各後継者が、他の後継者を除いた同族関係者の中で筆頭株主であること

キド先生からのコメント

事業承継税制(特例措置)を利用する場合には、特例承継計画の提出や、贈与後の継続保有要件など、さまざまな手続きや要件を満たす必要があります。制度の適用にあたっては、顧問税理士などの専門家と相談しながら、計画的に進めることをおすすめします。

